

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業
事業計画書

1 公募団体名

広島県・府中町

2 公募団体代表者氏名

広島県：広島県知事 湯崎 英彦

府中町：府中町長 佐藤 信治

3 公募団体担当部署

広島県：健康福祉局子供未来応援課

府中町：福祉保健部子育て支援課

4 公募団体のシステムの現況

【府中町における現況】

- ・福祉部門や教育部門が保有する府中町在住の15歳（中学校3年生）までの子供の育ちに関するデータを統合・分析するシステムを開発中。
- ・主な連携データは、住民記録、生活保護受給、障害者手帳（身障、療育、精神）、障害者通所支援、児童扶養手当、ひとり親医療、子ども医療費助成、児童手当、保育所所属、母子保健、校務支援（町立小・中学校に係る名簿、出席・欠席、健康診断、成績（一部）、虐待チェックリスト）等。

5 事業の実施計画

(1) 実証事業に参加する理由

令和元年度から広島県では、子供の育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子供たちを守り、子供たちが心身ともに健やかに育つことを目的として子供の予防的支援構築事業をモデル市町である府中町などで進めている。

事業を進める中で、個人情報の利用に係る制約、情報セキュリティポリシーガイドラインの制約、税情報の活用に係る制約、転居時の情報引継ぎなどの国レベルの課題があり、各省庁の協力を得ながら、これらの課題について解決策を探っていきたいと考えている。

(2) 実証事業で想定するモデルプラン

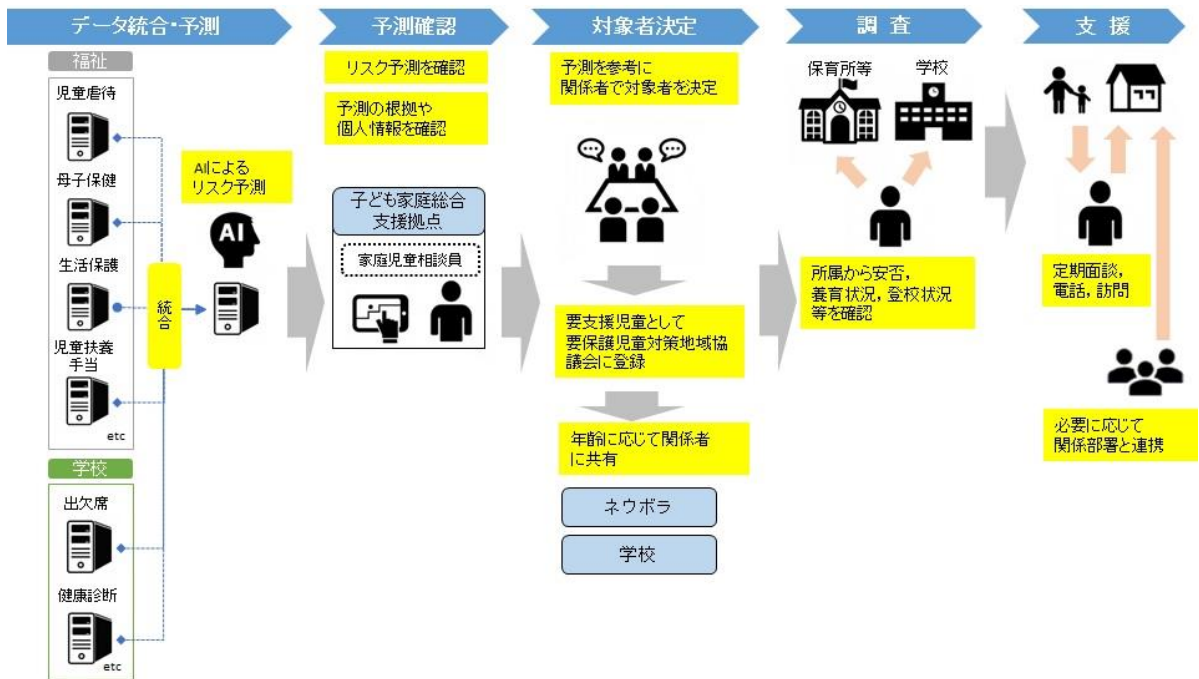
ア 目的

子供の育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子供たちを守り、子供たちが心身ともに健やかに育つこと。

イ 事業概要

- ・福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報を一元化し、その情報をAI（機械学習）によりリスク（児童虐待など）予測を行う。
- ・一元化された情報やAIを活用したリスク予測結果などを参考とし、子ども家庭総合支援拠点において対象者を決定する。

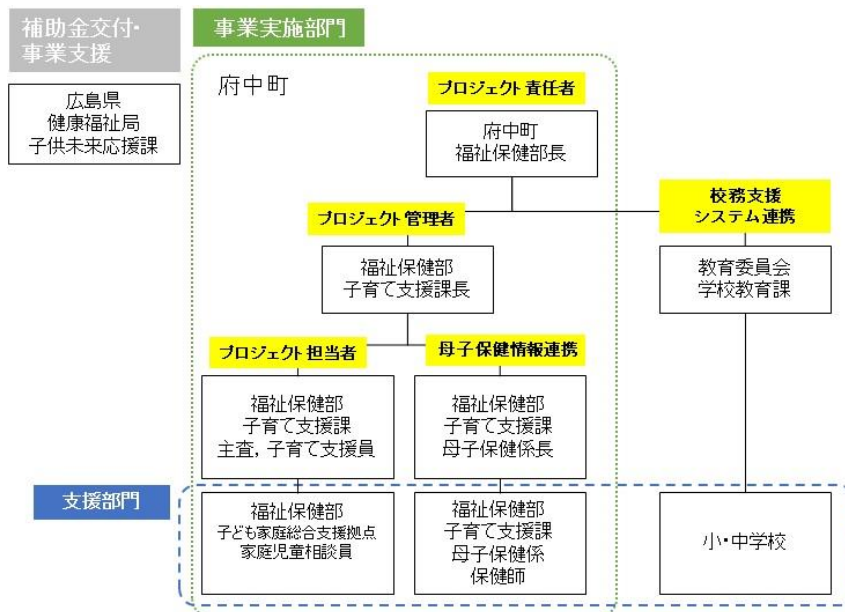
- ・対象者は要支援児童として要対協のケース登録を行い、必要に応じてネウボラの保健師や学校の教職員等と情報共有・連携する。
- ・関係者からの調査を踏まえて、予防的な支援を継続的に行う。



(3) 実証事業でデータ連携する部署，関係機関，実証事業に参加する関係者の体制，役割等
 ア データ連携する部署

府中町：住民課，福祉課，子育て支援課，学校教育課

イ 参加する関係者の体制，役割



(4) 実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体

ア データの取得方法

- ・各基幹システムから中継サーバに日次で自動連携（校務支援システムは週次）

- ・虐待通告相談，就学援助などシステム化していない Excel データは手動で定期的の中継サーバに保存
- ・中継サーバから CSV データを日次でデータ連携システム（仮称）に取り込む。
- ・虐待通告相談については，今後データ蓄積し，データ活用を進める必要があるため，家庭児童相談システムを導入予定

イ 管理主体

府中町：子育て支援課

(5) 実証事業で連携するデータの流通と制御

ア 関係者との共有方法

- ・子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点の職員（子ども家庭支援員）が中心となり，AI によるリスクスコアを定期的に確認し，基準よりリスクスコアが高い子供について，リスク項目や連携情報を確認。
- ・未就学児については，リスクアセスメントを実施し，要支援児童となった場合，子育て支援課母子保健係の保健師と共有し，調査を実施。
- ・小・中学校の児童・生徒については，リスクアセスメントを実施し，要支援児童となった場合，学校の教職員等と共有し，調査を実施。

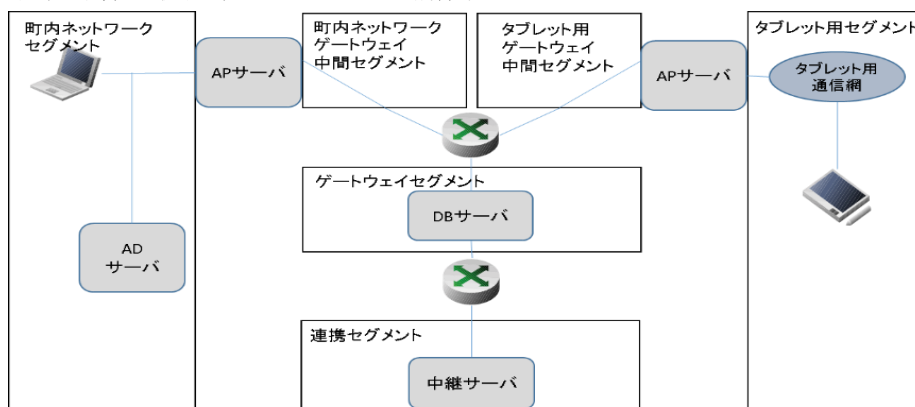
イ アクセスコントロールに係る技術的・制度的な考え方

- ・学校の教職員等は自校以外の児童・生徒の情報は閲覧できないよう制限する。

(6) 実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法

- ・連携するシステムのデータの内，児童虐待のリスクアセスメントに必要なデータを画面に表示し，福祉サービスの受給状況などの調査に活用する。
- ・母子保健や学校のデータに関して予め分かっているリスク項目について基準値を定め，基準値を超えた場合は画面に表示し，リスクアセスメントに活用する。

(7) 実証事業で使用するシステムの構成図



(8) 実証事業で連携するシステム運用事業者等，実証事業の実施体制

システム開発事業者：日本コンピューター株式会社
 システム運用事業者：日本コンピューター株式会社

(9) データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制の検討状況

これまで個人情報保護に関しては、弁護士、大学教授などの有識者に個別に意見聴取を行い助言をもらっているが、倫理という観点では十分な検討ができていない。今後、本事業を活用し、人権、公平性、非差別、透明性、悪用・誤用などの観点から、有識者から意見聴取を行い、事業に反映していく。

(10) 検証項目の検証方法

ア 必要なデータの洗い出し、紙ベースの情報のデジタル化

- ・必要なデータの洗い出しについては令和元年度の既存のデータでアセスメントを行い、関連の強いデータについて整理を行った。
- ・紙ベースの情報のデジタル化については、母子保健の乳幼児健診情報についてパンチ入力を行った。
- ・令和4年度は、児童虐待との関連関係等について教育のデータを加えて統計的に分析を行う。
- ・将来的には学校で起こる長期欠席や問題行動などについてもデータ分析を行う予定。

イ データ連携のための体制の整備、データの保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱いの整理

- ・データ連携のための体制の整備については、随時、府中町において副町長をトップとしてデータ保有課で構成されるチームを作り、調整を行った。
- ・データの保有主体については、子ども家庭総合支援拠点のある子育て支援課とした。
- ・アクセスコントロールについては、学校の教職員等は自校以外の児童・生徒の情報は閲覧できないよう制限する。
- ・個人情報の取扱いの整理については、実施機関である府中町において目的外利用として整理し、要配慮個人情報については個人情報保護審査会に諮問し整理を行った。なお、個人情報保護法の施行に伴い、恒常的な目的外利用について今後整理が必要。

ウ データ連携のためのシステムの整備

- ・データ連携システムは令和3年3月にモックアップレベルが完成した。
- ・令和3年度は校務支援システムから自動でデータ抽出するための改修を行い、データ統合に係る設計などを実施中。
- ・令和4年度にはデータ連携システムに学校のデータを連携するための改修を行う予定であり、令和4年9月に稼働予定。
- ・学校のデータを含めたデータ分析は令和5年1月末に完了予定。
- ・虐待通告相談を含む家庭児童相談のデータを蓄積、活用するため家庭児童相談システムを導入予定。

今年度は、システム導入を行い、以下のことについて検証する。

- ・関係機関情報、家族情報、ひとり親相談や婦人相談の情報、福祉サービスの利用状況を把握することできたか
- ・過去の類似事例をキーワード（ステップファミリーなど）で検索することにより、調査時間がどの程度短縮されたか
- ・データ分析項目がどの程度増加したか

エ 当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出

- ・次の表のとおり，所属の有無，就学前・就学後の分類により異なる方法で支援を行う。

	就学前	就学後
所属有	要支援児童については，園・所の調査を踏まえ，家庭児童相談と園・所の職員が連携して，保護者への指導（電話，面談，訪問），養育状況改善のための対応，関係機関と連携した支援などを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童については，学校の調査を踏まえ，家庭児童相談員と教職員等が連携して電話や家庭訪問を実施。 ・支援が必要な場合は，養育支援訪問事業や子育て短期支援事業を実施したり，関係機関へつなぐなどの支援を継続的に実施。
所属無	リスクアセスメントを行い，母子保健係とケースを共有し，定期面談，各種手当等の手続き漏れの確認，関係機関と連携した支援などを実施。	

オ 上記の成果・課題を踏まえた，全国的な展開方策の検討

- ・広島県の子供の予防的支援構築事業のモデル4市町（府中町，府中市，海田町，三次市）の中で，複数市町のデータを統合してAIモデルを構築できるか検証を行う。
- ・将来的に，モデル市町以外にも事業展開することを見据えて，連携するシステム，データ項目，データ形式などの標準化を検討する。
- ・また上記のモデル4市町において，リスクがある子供を未然に発見できた人数をアウトカムとして，事業の効果検証を実施する。
- ・転居時に転居先に統合したデータを移管しAIが機能するよう，法的な課題を整理する。

6 概算予算

番号	大項目	事業費（千円）	契約相手方
1	データの管理主体・法的整理	1,394	弁護士，大学教授等の有識者
2	データの取得	11,907	ベンダー（未定）等
3	データ連携・共有・分析	20,631	日本コンピューター 等
4	分析の評価・プッシュ型支援・効果検証	8,773	府中町，広島県
	合計	42,705	

7 スケジュール

【令和4年】

- ・6月上旬 検証受託事業者との契約に向けた打合せ・委託費の対象範囲の確認
- ・6月中旬 検証受託事業者との契約
- ・7月上旬 倫理的課題検討
- ・9月上旬 データ連携システム稼働

- ・ 9月下旬 中間報告

【令和5年】

- ・ 1月上旬 データ分析中間報告，仮稼働
- ・ 2月上旬 支援実施
- ・ 3月上旬 成果報告